

#### [事案 15-4] 保険契約無効確認請求

- ・平成 15 年 8 月 14 日 裁定申立書受理
- ・平成 15 年 11 月 19 日 裁定終了

#### <申立人の主張>

終身保険から年金受取変更時に一時金投入が必要である旨の説明がなく、重要事項の説明義務違反である。

質問に対する説明の遅滞および説明内容不足があり継続し難いため解約したが、本件契約を取り消して既払保険料と解約返戻金等受領金との差額を支払え。

#### <保険会社側の主張>

一時金投入の必要性について説明したか否かは取扱者の記憶が定かではないが、加入時に手交した契約の設計書に記載があり、また、ご契約のしおりにも同様記載があることから、契約の取消しに該当するような事由はなく既払保険料を返す義務はない。

#### <裁定の概要>

申立内容はいかなる説明義務違反があったのかは必ずしも明かではないが、年金を受領する場合には一時金の投入が必要である旨の説明がなかったとの趣旨と理解する。

しかし、契約時設計書には払込終了制度を記載した文章があり、その手続きが必要である旨明示され、裏面にも同様の説明が記載されている。

実際に説明されたか否かは判然としないが、説明義務とは特別の場合を除き一般人において容易に理解できる説明であれば足り、商品の詳細部分まで口頭で説明すべき義務はない。

本件では一般人において十分に理解可能な文書での説明であり、保険契約という重要な行為をする者は当然に説明書類を読むものとの判断を保険会社がしたとしても特に非難すべきことにはならない。

よって、説明義務違反があったと判断すべき証拠はなく、申立人の申立には理由がなく、裁定審査会としては本件申立には理由がないと判断し、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了した。

#### <解説>

本件は、相手方会社の事後の説明不足、誤った説明、説明の遅延については審査会としてもその対応は不適切である考え、相手方会社に対し反省を促すとともに更なる努力を要請した。